

十日町市地域公共交通活性化協議会の分科会の設置について

1 設置の目的

令和 6 年 2 月に策定した十日町市地域公共交通計画の事業の実施にあたり、実行性を高めるための協議・調整や、具体的な実施方法の検討、また、地域に最適な交通ネットワークの検討等を行うため、十日町市地域公共交通活性化協議会に分科会を設置する。

十日町市地域公共交通活性化協議会規約（令和 4 年 3 月 29 日施行）抜粋

（協議事項）

第 4 条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 再生法に関すること。
 - ア 計画の作成及び変更に関すること。
 - イ 計画の実施に関すること。
- (2) 運送法に関すること。
- (3) その他協議会が必要と認めること。

（分科会の設置）

第 9 条 協議会は、計画の検討及び実施に当たり、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の名称、構成、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

2 分科会委員

- ・十日町市
- ・南越後観光バス株式会社
- ・東頸バス株式会社
- ・十日町地区タクシー協会
- ・北越急行株式会社
- ・十日町市地域自治組織連絡協議会
- ・十日町商工会議所
- ・社会福祉法人十日町市社会福祉協議会
- ・一般社団法人十日町市観光協会
- ・新潟県十日町地域振興局（地域振興）

10 名

事務局：十日町市

3 規程

別紙「十日町市地域公共交通活性化協議会分科会規程（案）」のとおり

4 令和6年度の分科会の開催計画

年月	検討内容等
令和6年7月	<ul style="list-style-type: none">・十日町市地域公共交通計画の実施について （学生や高齢者の運賃割引等の実施、さまざまな輸送資源の活用など）・最適な交通ネットワークについて
10月	<ul style="list-style-type: none">・十日町市地域公共交通計画の実施について （学生や高齢者の運賃割引等の実施、さまざまな輸送資源の活用など）・最適な交通ネットワークについて
令和7年1月	<ul style="list-style-type: none">・十日町市地域公共交通計画の実施について （さまざまな輸送資源の活用、AIオンデマンド交通や自動運転技術の活用など新たな公共交通サービスの導入など）・最適な交通ネットワークについて

十日町市地域公共交通活性化協議会分科会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、十日町市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第9条第1項の規定に基づき設置する分科会の組織、運営その他必要な事項に関し、同条第2項の規定に基づき定めるものとする。

（分科会の役割）

第2条 分科会は、規約第4条各号に掲げる事項について検討し、その結果を十日町市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に報告するものとする。

（組織）

第3条 分科会は、協議会委員のうち、別表に掲げる委員をもって組織する。ただし、協議会会長が認める場合、所属する組織・団体の協議会委員以外の者を分科会委員とすることを妨げない。

2 分科会は、必要に応じて学識経験者から専門的な助言等を求めることができる。

3 協議会会長が意見聴取などの必要性があると認める場合は、分科会委員以外の者を出席させることができる。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、規約第6条各号に掲げる任期と同様とする。

（委員長）

第5条 分科会に委員長1名を置く。

2 委員長は、協議会会長職の団体をもって充てる。

3 委員長は、分科会を代表し、会務を統括する。

（分科会の運営）

第6条 分科会は委員長が招集し、会議の議長となる。

（事務局）

第7条 分科会の事務局は、規約第10条に規定する事務局とする。

（報酬及び費用弁償）

第8条 分科会委員の報酬及び費用弁償は、規約第13条を準用するものとする。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、分科会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、令和6年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	団体等
計画作成市町村	十日町市
公共交通事業者	南越後観光バス株式会社
	東頸バス株式会社
	十日町地区タクシー協会
	北越急行株式会社
利用者	十日町市地域自治組織連絡協議会
その他必要と認める者	十日町商工会議所
	社会福祉法人十日町市社会福祉協議会
	一般社団法人十日町市観光協会
	新潟県十日町地域振興局